

はこだてししょう じゃ じょうれい
函館市障がい者コミュニケーション条例

はこだてししゅわ げんごじょうれい
函館市手話言語条例

ちくじょうかいせつ
逐条解説

れいわ ねん ねん がつ
令和8年(2026年)4月

はこだてし
函館市

1. 函館市障がい者コミュニケーション条例について

(1) 概要

項目	内容	備考
1. 条例の趣旨	<p>障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。</p>	
2. 条例の内容	<p>(1) 目的 障がい者の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与する</p> <p>(2) 基本理念</p> <p>(3) 市、市民、事業者の責務</p> <p>(4) 施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション手段の利用についての市民等の理解を深めるための施策 ・ コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策 ・ コミュニケーション支援者の確保および養成に関する施策 ・ 災害等が発生した場合における障がい者と他者との円滑なコミュニケーションの支援に関する施策 <p>(5) 滞在者等に対する配慮</p> <p>(6) 財政上の措置</p>	第1条～第9条
3. 施行期日	令和8年7月1日	

(2) 逐条解説

ぜんぶん
(前文)

すべての市民にとって、他者とのコミュニケーションを図りながら相互理解を深めることは、日常生活や社会生活において必要不可欠なものです。

私たちの暮らしの中には、音声言語および文字言語のほか、手話、点字など、障がいの特性に応じてコミュニケーションを図るための多様な手段がありますが、自らの特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、および利用できる機会が十分に確保されないことにより、日常生活や社会生活において生きづらさを感じている人もいます。

すべての市民が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者が自らコミュニケーション手段を選択し、および利用できる機会が確保されるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、一体となつて取り組んでいく必要があります。

このような視点に立ち、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、障がい者の社会参加の機会が確保され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

かんが かつ
(考え方)

前文は、障がい者を取り巻くコミュニケーションの現状や、条例の制定意義について定めています。まず初めに、障がいの有無に関わらずすべての市民にとって、コミュニケーションは、大変重要であると、述べています。

次に、障がい者がコミュニケーションを図るための手段は、障がいの種別や程度に応じて、実に多種多様にあるものの、自らの特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用する機会が、周囲の理解や環境が不十分で確保されず、障がい者にとって疎外感や生きづらさを感じる場面もあるという現状について、述べています。

前段の現状を踏まえて、すべての市民があらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者が自らコミュニケーション手段を選び・利用できる機会を確保するための環境づくりが必要であり、そのためには、市だけでなく、市民や事業者が一体となつて取り組む必要があると述べています。

最後に、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図るという条例の意義により、障がい者の社会参加の機会を確保し、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指して条例を制定することを述べています。

（目的）

第1条 この条例は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の社会参加の機会が確保され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して安全に暮らすことができる地域社会を実現に寄与することを目的とします。

（考え方）

この条例の目的と条例全体の内容を定めています。

条例の目的は、「障がい者の社会参加の機会が確保され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して安全に暮らすことができる地域社会を実現すること」です。

また目的の実現に向けて、この条例の内容を障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進についての基本理念や市、市民、事業者の取るべき行動および市が取り組む施策の基本的な事項とすることを定めています。

事業者の方は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」によって、障がいのある人への合理的配慮をすることは義務化されておりますが、市民も障がい者と対話する中で相手の使いたいコミュニケーション手段を、できる範囲で配慮しようとする姿勢が重要です。

ていぎ (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神的障がい(発達障がいを含みます。)その他の心身の機能の障がいをいいます。
- (2) 障がい者 障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁(障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。)により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。
- (3) コミュニケーション手段 手話(触手話または弱視手話を含みます。)、点字、拡大文字、代読、代筆、要約筆記、筆談、指点字、代用音声、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、情報通信機器その他の障がい者が他者とのコミュニケーションを図るための手段をいいます。

かんが かつ (考え方)

この条例で使用する用語について必要な定義を定めています。

最初に、「(1) 障がい」の範囲を明確にしています。

次に、「(2) 障がい者」を、次の2点に当てはまる方と定めています。

- ・ (1) で定めた障がいがある者
- ・ 障がいや社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

なお、障がいの程度や年齢は、定めておりません。

ここでいう、社会的障壁とは、障がいがある者にとって日常生活などの場面において、障壁(バリア)となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

最後に、障がいの特性に応じた「(3) コミュニケーション手段」を具体的に列記しています。

障がい者が他者とのコミュニケーションを図るための手段は、障がいの種別や程度によって、様々です。

例えば、筆談や身振り、手振りなどは、特定の障がいに限らず、広く使われていますし、障がいの特性や程度によっては、複数のコミュニケーション手段を交えながら、コミュニケーションを図ることもあります。

また、聴覚障がいの方であれば、手話や要約筆記、視覚障がいの方であれば、点字、拡大文字、代読、代筆が挙げられます。また、盲ろうの方(視覚と聴覚に障がいのある方)であれば、触手話(手話を盲ろう者が触って伝える方法)や弱視手話(話し手の距離や手を動かす幅を調整する手話)、指点字(盲ろう者の指をタイプライターのキーに見立てて直接触れる方法)が挙げられ

ますし、^{しんたいししょう}身体障がい（^{こうとう}喉頭を^{てきしゅつ}摘出された^{かた}方や^{おんせいげん}音声言語障がい、^{しんけい}神経・^{きんしつかん}筋疾患の^{なんびょう}難病の方など）の方であれば、^{かた}代用音声（^{だいようおんせい}喉頭を^{こうとう}摘出された^{かた}方が、^{こえ}声を出すために^{しょくどう}食道や^{じんこうこうとう}人工喉頭など^{でんき}電気による^{しんどう}振動を活用して^{はっせい}発生する^{ほうほう}方法）、^{くちもじ}口文字（^{くち}口の^{かたち}形や^{まばた}瞬きなどを^{つか}使い^{ひょうげん}表現し、それを^{よみと}読み取る^{ほうほう}方法）^{とうめいもじばん}透明文字盤（^{はな}話し手と^う受け手が^{もじ}文字が^か書かれた^{とうめい}透明な^{ぼん}アクリル板を^{はさ}挟んで^{むか}向かい合い、^{めせん}目線で^{もじ}文字を^{えら}選ぶことで^{はな}話す方法）、^{じゅうどししょう}重度障がい者^{しやうい}用意意思^{しでんたつ}伝達装置（^{もじばん}文字盤や^{いらすと}イラスト^なマーク等の^{せんたく}選択で^{いしひょうじ}意思表示をするための^{きのう}機能を^{ゆう}有する^{せんよう}専用機器）などが^あ挙げられます。また、^{ちてきしょう}知的障がいや^{はつたつしょう}発達障がいの^{かた}方であれば、^{へい}平易な^{ひょうげん}表現、^{えい}絵図、^{えい}絵文字、^{きごう}記号などが^あ挙げられます。

また、^{じょうほうつうしん}情報通信機器は、^{しょう}障がいの^{とくせい}特性に応じた^おコミュニケーションを図るための^{はか}技術や^{ぎじゅつ}装置、^{きき}機器などがあり、^{さいきん}最近では、^{おんせい}スマートフォンで、^よ音声で^あ読み上げるのを^{ほじよ}補助する^{おんせい}アプリや^{おんせい}音声で^{もじ}文字^お起こしする^{もじ}アプリなどもあります。

（基本理念）

第3条 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がい者が自ら選択したコミュニケーション手段によって他者との円滑なコミュニケーションを図ることが尊重されることを基本として行われなければなりません。

（考え方）

第1条の目的を達成するための基本となる理念について定めています。

障がいの種類や程度は、それぞれ異なりますので、コミュニケーション手段もそれぞれです。障がいの特性に応じたコミュニケーション手段が多様であることについて理解し、障がいのある方が選んだコミュニケーション手段によって他者との円滑なコミュニケーションを図ることを尊重することを基本と定めています。

対話の中で、障がい者の選ぶコミュニケーション手段の利用について、中には、コミュニケーションが必要な場面で、混乱して普段のコミュニケーション手段を使うことが難しい方もいらっしゃるかもしれません。焦らせず、落ち着くのを待ってから、障がいのある方の選ぶコミュニケーション手段に対応するなど、柔軟な対応をしながら尊重していく姿勢が重要です。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとします。

かんが かた
(考え方)

第1条の目的に沿って、市の責務について定めています。

第3条で定めた基本理念に基づいて、市の責務として障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進についての施策を推進していくことを定めています。

なお、施策の内容については、第7条で定めています。

しみん せきむ
(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する理解を深めるとともに、市が推進する障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

かんが かた
(考え方)

第1条の目的に沿って、市民の責務について定めています。

第3条で定めた基本理念に基づいて、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する理解を深めることは必要不可欠であり、併せて市の推進する施策に協力するよう努めるものと定めています。

なお、市民の範囲については、すでに函館市自治基本条例に定められているとおり、市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をあらわし、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、上記に当てはまる者を市民としています。

じぎょうしゃ せきむ
(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするよう努めるとともに、市が推進する障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

かんが かた
(考え方)

第1条の目的に沿って、事業者の責務について定めています。

第3条で定めた基本理念に基づいて、他者との円滑なコミュニケーションを図るためには、障がい者が日常生活や社会生活を送る上で、市民の役割と同様に、事業者の役割は重要と考えます。

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の理解が深まることは、社会生活を営む上で事業者の役割は重要と考えます。事業者が事業活動をしていく中で、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用することについての理解を深め、併せて市の施策へ協力するよう努めることを定めています。

さんこう
(参考)

事業者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」において、障がいのある人に対しての社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供について、既に義務化されております。

また、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合などは、あらかじめ「環境の整備」をしておくことも効果的です。

内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



(障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進)

第7条 市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関して、次に掲げる施策を推進するものとします。

- (1) コミュニケーション手段の利用についての市民および事業者の理解を深めるための施策
- (2) コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) コミュニケーション支援者(コミュニケーション手段を利用する障がい者のコミュニケーションを支援するものをいいます。)の確保および養成に関する施策
- (4) 災害等が発生した場合における障がい者と他者との円滑なコミュニケーションの支援に関する施策

(考え方)

第4条で定めた市の責務の中にある市が推進するコミュニケーション手段の利用の促進について施策を大きく4つに分けて、定めています。

(1)では、市民や事業者がコミュニケーション手段に対する理解を深めるための施策について記述しています。市民や事業者に、コミュニケーション手段に対する理解が深まること、他者との円滑なコミュニケーションにつながることから定めています。

(2)では、日常生活や社会生活の各場面において、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段が理解され、普及することで障がい者がコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整えるための施策について定めています。

(3)では、コミュニケーション支援者(※)の確保することや養成することについて定めています。

※コミュニケーション支援者は、コミュニケーション手段を利用する障がい者のコミュニケーションを支援する者をいい、例えば、視覚障がいのある人を支援する音訳者や点訳者、聴覚障がいのある人を支援する手話通訳者や要約筆記者などをいいます。

(4)では、災害時や事故遭遇時などの緊急的な場面において、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に係る支援などの施策について、定めています。

(滞在者等に対する配慮)

第8条 市は、前条各号に掲げる施策を推進するにあたっては、本市に滞在し、または本市を来訪する障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう配慮するものとします。

(考え方)

この条例では、市が、様々な地域から、本市に滞在、もしくは来訪する障がい者に対して、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することに配慮していくことについて定めています。

(財政上の措置)

第9条 市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(考え方)

第7条の施策を推進するためには、一定の財政措置が必要になることから、必要な予算上の措置について定めています。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

(考え方)

この条例に定めるもののほか、条例の施行にあたって必要な事項については、市長が定めることと定めています。

(附則)

この条例は、令和8年7月1日から施行します。

(考え方)

この条例について、一定の周知期間が必要であることから、施行日を令和8年7月1日としています。

2. 函館市手話言語条例について

(1) 概要

項目	内容	備考
1. 条例の趣旨	<p>手話が言語であるという認識の普及に関し、基本理念を定め、市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。</p>	
2. 条例の内容	<p>(1) 目的 手話を必要とする全ての人の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与する</p> <p>(2) 基本理念</p> <p>(3) 市、市民、事業者の責務</p> <p>(4) 施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手話についての市民等の理解を深めるための施策 ・ 手話を学ぶ機会の提供その他の手話を使用しやすい環境づくりに関する施策 ・ 手話通訳者の確保および養成に関する施策 ・ 災害等が発生した場合における手話を必要とする人と他者との手話の使用による円滑なコミュニケーションの支援に関する施策 <p>(5) 学校への支援</p> <p>(6) 財政上の措置</p>	第1条～第8条
3. 施行期日	令和8年7月1日	

(2) 逐条解説

(前文)

手話は、手や指の動きや顔の表情などにより表現される独自の文法体系を持つ、日本語とは異なる非音声言語です。

過去には、手話を使うことを制限された時代がありましたが、ろう者をはじめとする手話を必要とする人により大切に受け継がれてきました。

私たちのまち函館は、北海道のろう教育発祥の地です。明治28年、函館を訪れたアメリカ人宣教師の母により、日本で3番目の私立盲学校である函館訓盲会が創立され、明治34年に函館訓盲院と改称し、翌年に、北海道で初めてろう教育を行う啞生部が設けられて以来、この函館の地で手話を守り、育む営みが続いてきました。

ろう教育の黎明期である明治時代から今日までの先人たちの思いを次の世代に引き継ぐとともに、手話が言語であるという認識の普及を図り、手話を必要とする全ての人の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(考え方)

前文には、手話についての説明や、手話を使う人の現状や本市における手話の歴史、これらを踏まえた条例の制定意義について定めています。

まず初めに、手話は、一般的にイメージされる手や指の動きだけでなく、顔の表情などにより豊かに表現され、音声言語である日本語の文法とは全く異なる独自の文法体系を持つ非音声言語であることについて記載しています。なお、手話には、手の指を使って、日本語の五十音を表す指文字という表現方法もあり、固有名詞やまだ手話表現が確立されていない場合など手話と併せて使われています。

次に、手話を使う人の現状について、手話に関する歴史的な経過も踏まえて述べています。手話は、明治時代以降に全国各地で設立された聾学校において、手勢法という現在の手話に近い方法が用いられておりましたが、国際会議や当時の文部大臣の訓示により、「口話法」（相手の口の動きを読み取り、話す内容を理解する方法）が絶対視され、手話を使用することを禁じられ、家族や親しい友人との間などで、ひっそりと伝承され確立されていきました。

また、本市において、北海道で初めてろう教育が行われることになった歴史的な経過について記載しています。

最後に、手話を必要とする全ての人のために、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指し条例を制定することを述べています。

(参考) 平成18年 国連において「障害者の権利に関する条約」採択
(言語の定義を「音声言語および手話その他の形態の非音声言語」と示す。)
平成23年 「障害者基本法」改正 (言語(手話を含む)と明記)
平成26年 「障害者の権利に関する条約」批准
令和 7年 「手話に関する施策の推進に関する法律」制定

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識の普及に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者その他手話を必要とする全ての人(以下「手話を必要とする人」といいます。)の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会を実現に寄与することを目的とします。

(考え方)

この条例の目的と条例全体の内容を定めています。

この条例の目的は「ろう者、難聴者、中途失聴者その他手話を必要とする全ての人の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会を実現すること」です。

また、目的の実現に向けて、この条例の内容を、手話が言語であるという認識の普及についての基本理念や市、市民、事業者の取るべき行動および市が取り組む施策の基本的な事項とすることを定めています。

なお、この条例では、ろう者、難聴者、中途失聴者だけではなく、日常生活や社会生活の場面で応対する家族や友人、支援者などの聴覚には障がいはないものの手話を通じて会話する人や応対する人も全て含めて「手話を必要とする人」と定めています。

きほんりねん (基本理念)

だいじょう しゅわ げんご だいじょう しゅわ げんご
第2条 手話が言語であるという認識の普及は、手話を必要とする人が手話の使用に
よって他者との円滑なコミュニケーションを図ることが尊重されることを基本として
おこな
行われなければなりません。

かんが かつ (考え方)

だい じょう もくてき たっせい きほん りねん さいだ
第1条の目的を達成するための基本となる理念について定めています。手話が言語である
いう認識の普及には、手話が、日本語とは異なる非音声言語であることを理解し、手話を必要
とする人が手話で他者と円滑なコミュニケーションを図ることを尊重することを基本としてい
ます。

し せきむ (市の責務)

だいじょう し ぜんじょう さだ きほんりねん い か きほんりねん
第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といいます。)にのっとり、手話
が言語であるという認識の普及に関する施策を推進するものとします。

かんが かつ (考え方)

だい じょう もくてき そ し せきむ さいだ
第1条の目的に沿って、市の責務について定めています。

だい じょう さだ きほんりねん もと し せきむ しゅわ げんご
第3条で定めた基本理念に基づいて、市の責務として手話が言語であるという認識の普及につ
いての施策を推進していくことについて定めています。なお、施策の内容については、第7条に
きてい
規定しています。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話が言語であるという認識および手話を必要とする人に関する理解を深めるとともに、市が推進する手話が言語であるという認識の普及に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(考え方)

第1条の目的に沿って、市民の責務について定めています。

第3条で定めた基本理念に基づいて、手話が日本語と異なる言語であるということや、手話を使う人について理解を深めることは必要不可欠であり、併せてまた市の推進する施策に協力するよう努めるものとして定めています。

なお、市民の範囲については、函館市障がい者コミュニケーション条例と同様に、すでに函館市自治基本条例に定められているとおり、市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体を表しており、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、上記に当てはまる者を市民としています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、手話が言語であることを認識して、手話を必要とする人が手話の使用によって他者と円滑にコミュニケーションを図ることができるようにするよう努めるとともに、市が推進する手話が言語であるという認識の普及に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(考え方)

第1条の目的に沿って、事業者の責務について定めています。

第3条で定めた基本理念に基づいて、手話を必要な人が日常生活や社会生活を送る上で、市民の役割と同様に事業者の役割は重要と考えます。事業者が事業活動をしていく中で、手話が日本語と異なる非音声言語であるということや手話を必要とする人に対する理解を深めること、併せて市の施策へ協力するよう努めることを定めています。

(手話が言語であるという認識の普及に関する施策の推進)

第6条 市は、手話が言語であるという認識の普及に関して、次に掲げる施策を推進するものとし、

- (1) 手話についての市民および事業者の理解を深めるための施策
- (2) 手話を学ぶ機会の提供その他の手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話通訳者の確保および養成に関する施策
- (4) 災害等が発生した場合における手話を必要とする人と他者との手話の使用による円滑なコミュニケーションの支援に関する施策

(考え方)

第4条で定めた市の責務の中にある市が推進する手話が言語であるという認識の普及についての施策の内容を、大きく4つに分けて定めています。

(1) では、市民や事業者に対して手話について理解を深めるための施策について定めています。市民や事業者には、手話が言語であるという認識が普及することが、他者と円滑なコミュニケーションにつながることから定めています。

(2) では、手話に興味のある人から実際に手話を使う必要がある人まで、それぞれの段階に応じた手話を学ぶ機会の提供など、手話を必要とする人が、手話を使いやすい環境を整えるための施策について、定めています。

(3) では、手話を必要とする人に対して、手話通訳者の確保や養成に関する施策について、定めています。

(4) では、災害時や事故遭遇時などの緊急的な場面において、手話を必要とする人と他者とのコミュニケーションの支援に関する施策について、定めています。

がっこう しえん
(学校への支援)

第7条 市は、手話が言語であるという認識の普及を図るため、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとします。

かんが かつ
(考え方)

手話が言語であるという認識を児童生徒等に理解してもらうため、学校で実施する講座や参考資料提供の依頼に対して、市が支援をしていくことを定めています。

ちなみに「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例(平成30年制定)」においても、聴覚障がい者が在籍する学校の児童等及び職員に対する必要な支援を定められています。

ざいせいじょう そち
(財政上の措置)

第8条 市は、手話が言語であるという認識に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

かんが かつ
(考え方)

第7条の施策を推進するためには、一定の財政措置が必要になることから、必要な予算上の措置について定めています。

いにん
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

かんが かつ
(考え方)

この条例に定めるもののほか、条例の施行にあたって必要な事項については、市長が定めることを定めています。

ふそく
(附則)

この条例は、令和8年7月1日から施行します。

かんが かつ
(考え方)

この条例について、一定の周知期間が必要であることから、施行日を令和8年7月1日としています。